

戸塚区地域ネットワーク見守り事業実施要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日 戸高第 2582 号 (区長決裁)

最近改正 令和 6 年 1 月 23 日 戸高第 1578 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、戸塚区民（戸塚区内に居所を有する者をいう。）、事業者、公共機関及び戸塚区が相互に連携し、地域全体で高齢者等を見守る戸塚区地域ネットワーク見守り事業（以下「地域ネットワーク見守り事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

2 地域ネットワーク見守り事業は、次の各号を目的とする。

- (1) 安否の日常的な把握及び異変が確認された時の的確な対応の推進
- (2) 高齢者等が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が継続できるような支援の実施
- (3) 見守り活動の輪を広げ、困りごとを抱える人が必要な時に助けを求めることができるよう、地域の特性を生かした地域全体でのゆるやかな見守りや支え合いの仕組みの実現

(対象者)

第 2 条 地域ネットワーク見守り事業は、戸塚区民のうち、次の各号に該当するもの、その他必要があると認めるものを対象とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 寝たきりや認知症の高齢者がいる世帯
- (4) 障害のある方
- (5) 周りに相談相手のいない子育て中の方

(愛称)

第 3 条 地域ネットワーク見守り事業の愛称は、みまもりネットとする。

(構成機関)

第 4 条 地域ネットワーク見守り事業は、次の関係機関をもって構成する。

- (1) 戸塚区（以下「区」という。）
- (2) 地域ケアプラザ
- (3) 見守り協力機関
- (4) 見守り協力事業者
- (5) 見守り協力ボランティア団体

2 前項第 3 号に規定する見守り協力機関は、戸塚区社会福祉協議会、戸塚警察署、戸塚消防署、水道局戸塚水道事務所及び資源循環局戸塚事務所により構成する。

3 第 1 項第 4 号に規定する見守り協力事業者は、戸塚区内で活動を行う事業者で、地域ネットワーク見守り事業の目的に賛同し、第 6 条に規定する登録資格要件を満たすとともに、第 7 条の規定による登録を行ったものにより構成する。

4 第1項第5号に規定する見守り協力ボランティア団体は、地区社会福祉協議会、自治会町内会その他戸塚区内で活動を行う団体・グループで、地域ネットワーク見守り事業の目的に賛同し、第6条に規定する登録資格要件を満たすとともに、第8条の規定による登録を行ったものにより構成する。

(構成機関の役割)

第5条 区は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 地域ネットワーク見守り事業に関する普及啓発
- (2) 地域ネットワーク見守り事業の実施に関する地域ケアプラザ、見守り協力機関、見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体との連絡調整
- (3) 第7条及び第8条に規定する見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体の登録並びに区ホームページ等への公表
- (4) 第9条に規定する戸塚区地域ネットワーク見守り事業連絡会の開催
- (5) 戸塚区民及び事業者等からの高齢者等の異変に関する連絡への対応
- (6) その他地域ネットワーク見守り事業の実施に関する必要な業務

2 地域ケアプラザは、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 担当地域における地域ネットワーク見守り事業に関する普及啓発
- (2) 担当地域における地域ネットワーク見守り事業の実施に関する見守り協力機関、見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体との連絡調整
- (3) 担当地域における戸塚区民及び事業者等からの高齢者等の異変に関する連絡への対応
- (4) その他地域ネットワーク見守り事業の実施に関する必要な業務

3 見守り協力機関のうち戸塚区社会福祉協議会は、地域ネットワーク見守り事業の目的を理解し、特に地域の特性を生かした地域全体でのゆるやかな見守りや支え合いの仕組みの実現に向けた見守り協力ボランティア団体等への支援を行う役割を担う。

4 見守り協力機関のうち戸塚警察署、戸塚消防署、水道局戸塚水道事務所及び資源循環局戸塚事務所は、地域ネットワーク見守り事業の目的を理解し、自らゆるやかな見守りを実施するとともに、区及び地域ケアプラザと連携・協力し、的確な対応を行う役割を担う。

5 見守り協力事業者は、地域ネットワーク見守り事業の目的を従事者に周知し、その事業活動においてゆるやかな見守りを実施する役割を担う。

6 見守り協力ボランティア団体は、地域ネットワーク見守り事業の目的を理解し、自らの活動地区の範囲内において、ゆるやかな見守りを実施する役割を担う。

(見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体への登録資格要件)

第6条 見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体として登録を希望するものは、以下の各号に規定する登録資格要件すべてを満たすものとする。

- (1) 戸塚区内で活動していること。
- (2) 宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、

暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当していないこと。

(5) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(見守り協力事業者の登録)

第7条 見守り協力事業者として登録を希望するものは、戸塚区長（以下「区長」という。）に対して「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力事業者登録申請書」（様式1）により、登録申請を行うものとする。

2 区長は、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力事業者登録申請書」（様式1）を提出した事業者を見守り協力事業者として決定し、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力事業者登録決定通知書」（様式3）を申請者に送付するものとする。

3 区長は、前項の登録をしたときは、その事業者に対し、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業（みまもりネット）協力事業者登録証」（様式5）を交付し、その名称等を区ホームページ等により公表する。ただし、当該事業者が公表を希望しない場合は、この限りではない。

4 区長は、見守り協力事業者が「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力事業者辞退届」（様式7）により登録の辞退を届け出たとき又は見守り協力事業者として不適当と認めたときは、登録を取り消すものとする。

(見守り協力ボランティア団体の登録)

第8条 見守り協力ボランティア団体として登録を希望するものは、区長に対して「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力ボランティア団体登録申請書」（様式2）により、登録申請を行うものとする。

2 区長は、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力ボランティア団体登録申請書」（様式2）を提出した団体を見守り協力ボランティア団体として決定し、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業協力事業者登録決定通知書」（様式4）を申請者に送付するものとする。

3 区長は、前項の登録をしたときは、その団体に対し、「戸塚区地域ネットワーク見守り事業（みまもりネット）協力ボランティア団体登録証」（様式6）を交付し、その名称等を区ホームページ等により公表する。ただし、当該団体が公表を希望しない場合は、この限りではない。

4 区長は、「戸塚区見守り協力ボランティア団体が地域ネットワーク見守り事業協力ボランティア団体辞退届」（様式8）により登録の辞退を届け出たとき又は見守り協力ボランティア団体として不適当と認めたときは、登録を取り消すものとする。

(戸塚区地域ネットワーク見守り事業連絡会)

第9条 区は、情報の共有等により地域ネットワーク見守り事業の推進を図るため、戸塚区地域ネットワーク見守り事業連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。連絡会の事務局は戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）に置く。

2 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 各見守り協力機関の代表者等
- (2) 各見守り協力事業者の代表者等
- (3) 各見守り協力ボランティア団体の代表者等
- (4) 地域ケアプラザの代表者等

- (5) 区の関係職員
 - (6) その他区が必要と判断する者
- 3 連絡会は、区が招集する。

(個人情報保護、秘密の保持等)

第10条 見守り協力機関、見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体は、見守りに関して知り得た個人情報の取扱に十分注意し、これを見守りの目的以外に利用してはならない。また、見守り協力機関、見守り協力事業者及び見守り協力ボランティア団体でなくなった後も、同様とする。

(苦情処理)

第11条 地域ネットワーク見守り事業による見守り活動に関する相談及び苦情を受け付けるための窓口を高齢・障害支援課に設置する。

- 2 戸塚区民は、地域ネットワーク見守り事業による見守り活動に関して、地域ネットワーク見守り事業の目的に反すると思う場合には、高齢・障害支援課へ苦情を申し立てることができる。
- 3 高齢・障害支援課は、苦情を申し出た戸塚区民及び当該見守り活動を行った者（以下「見守り活動者」という。）等から話を聞き、事実確認を行う。その上で見守り活動に問題があったと区が判断した場合、区は見守り活動者に対して解決を求めることができる。
- 4 前項で解決を求められた見守り活動者は、解決に向けて努めなければならない。なお、当該見守り活動者が見守り協力事業者又は見守り協力ボランティア団体の場合で、解決に努める姿勢が確認できないと区が判断した場合、区は登録を取り消すことができる。
- 5 苦情処理結果については、高齢・障害支援課から苦情を申し出た戸塚区民に知らせる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別途定める。

(附則)

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 戸塚区地域ネットワーク訪問事業実施要綱（平成8年8月1日制定）は、本要綱の施行をもって廃止する。